

第8次 地域福祉実践計画

― 思いやりが根づくまち千歳 ―

2025~2029



はじめに



千歳市社会福祉協議会は、昭和28年9月の設立以来、72年に渡り地域の皆様に支えられながら歩んでまいりました。

その間、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、近年では全国的な人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化や価値観の多様化から地域に対する関心が薄れ、支え合いの基盤や人と人とのつながりが脆弱化し、複合化・複雑化した課題や生きづらさを抱える世帯への対応が課題となっています。

こうした中、地域住民や地域の多様な主体が参画し、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が提唱されたほか、令和6年には孤独・孤立対策推進法が施行されるなど、困りごとを既存の制度に当てはめるのではなく、一人ひとりに寄り添った支援の充実や、日常における人と人とのつながりの再構築、誰もが孤立せずにその人らしく暮らせる社会にしていくことが求められています。

千歳市においては令和7年度から重層的支援体制整備事業が開始され、多機関協働のもと属性を問わない相談支援体制づくりに向けて、アウトリーチ等を通じた困難ケースの把握とニーズに合わせた地域の社会資源等とのマッチングやフォローアップによる社会参加の支援体制づくりを進めていく必要があります。

第8次地域福祉実践計画では、これらの課題や社会情勢を踏まえ、千歳市が策定した「第5期地域福祉計画」と連携しつつ、計画の基本理念である「思いやりが根づくまち千歳」のもと、地域住民の方々や関係機関・団体の皆様とのネットワークを基盤として、各種施策を着実に実行できる組織運営・体制づくりを目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり審議を積み重ね、計画策定にご尽力いただいた計画検証委員会の皆様をはじめ、アンケートへのご協力や懇談会へ出席いただき貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年4月

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会

会長 井上 英幸

目 次

I 地域福祉実践計画策定にあたって

1 社会福祉協議会と地域福祉の動向	3
2 計画策定の背景と目的	4
3 第7次地域福祉実践計画の総括	5
4 第8次地域福祉実践計画の計画期間と進行管理	7

II 千歳市の地域福祉を取り巻く状況

1 アンケート調査から見てきた福祉活動のニーズと現状	9
2 地域福祉懇談会から見てきた生活課題と解決のためのアイデア	20

III 第8次地域福祉実践計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	23
2 基本理念を実現するための基本目標と目標達成に向けた推進施策	23
3 第8次地域福祉実践計画体系図	24
基本目標1「ともに地域を支える人づくり」	26
① 地域福祉への理解促進と担い手づくり	
② ボランティア活動への参加支援とボランティアセンター機能の強化	
③ 若い世代に対する福祉教育、ボランティア学習の推進	
ミニコラム	28
基本目標2「ともに支え合い、つながる地域づくり」	29
① 地域の支え合い活動の促進	
② 地域づくりの様々な担い手とのネットワークの強化	
③ 居場所づくり、活躍の場づくりを通じた地域の支え合いの促進	
④ 孤立させない、誰一人取り残さない包括的な支援体制づくり	
基本目標3「安心して福祉サービスを利用できるしくみづくり」	31
① 一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供	
② 介護保険サービス等の健全な運営と利用者ニーズへの適切な対応	
基本目標4「安心して暮らせる地域づくり」	33
① 生活課題を包括的に解決していくための支援体制の強化	
② 地域で自立した生活を送るための権利擁護体制の強化	
基本目標5「地域から信頼される安定した組織づくり」	35
① 地域福祉実践計画の進行管理	
② 専門性の確保と職員の資質向上を図る研修体制の構築	
③ 多様なツールを活用した広報活動の強化	
④ 安定した組織運営を推進する財源の確保	
⑤ 行政とのパートナーシップの強化	

資料編	37
-----	----

地域福祉実践計画 策定にあたって

1 社会福祉協議会と地域福祉の動向

社会福祉協議会（略称「社協」）は、社会福祉法に基づき、全国の都道府県、市区町村単位で設置されている公共性の高い民間組織であり、社会福祉事業の企画・実施、地域住民の参加のための援助等、地域福祉の推進を図るため、行政、関係機関等とも連携・協力しながら、様々な活動を展開しています。

近年、少子高齢化の進行、長期にわたる国内経済の低迷、円安や燃料価格高騰による物価の上昇等を背景に、人間関係の希薄化や地域や家庭の果たす役割意識の低下などから、地域では様々な生活課題を抱えている人が増えており、介護と育児といったダブルケア*や8050問題*、ヤングケアラー*など、ひとつの家族の中に複数の問題があること、社会的孤立や生活困窮が多くの課題と深くつながっていることなどが明らかになり、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが求められています。

また、国民生活や社会情勢が変化する中で、これまでの福祉政策が整備してきた対象者や分野別の支援体制だけでは解決が難しい生活課題が以前に増して広がっており、このような複雑化・複合化する地域課題に対応していくためには、分野を超えた地域内の多様な機関等との連携を進めることが必要となります。

このような中、地域で様々な活動主体とのつながりを持つ社会福祉協議会には、地域福祉のネットワークの中核としての役割を果たすことが期待されており、こうした地域の期待に応えられるよう組織体制と社協機能の強化を図るとともに、地域の実情に応じた新たな課題への対応を図っていく必要があります。

社会福祉協議会は、福祉のまちづくりを進めます

社会福祉協議会は、全国全ての市区町村、都道府県、全国の段階に組織され、地域住民、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等とともに、ボランティア活動、地域福祉活動を通じて、誰もが社会から孤立せず、いきいきと安心してその人らしく暮らせる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指した様々な活動を行っています。



誰もが社会参加できる 地域をめざします

社協は、住民一人ひとりが身近な地域で相互に交流したり、また、地域の課題に関心を持って話し合ったり学び合うなど、誰もが地域の一員として参加しやすい場づくりを進めています。

*用語解説・・・ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー P6に記載

2 計画策定の背景と目的

本会では、昭和60年度に第1次地域福祉実践計画を策定して以来、地域住民、福祉団体、関係機関等と協働し、千歳市における「地域福祉の推進役」として、地域の様々な生活課題に対応した取り組みを進めてきました。

平成27年度からは「思いやりが根づくまち千歳」を基本理念として、千歳のまちに暮らす一人ひとりが地域を見つめ、お互いに支え合う共生社会の実現に向けて、千歳市が策定する千歳市地域福祉計画と連携を図りながら計画的な地域福祉活動を展開しています。

第7次地域福祉実践計画期間においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により当初の予定とは異なる対応をせざるを得ない事業もありましたが、生活課題やニーズに柔軟に対応した事業展開を図るとともに新しい生活様式で進める地域づくりを意識した内容を取り入れるなど、多様な助け合い活動の創出や仕組みづくりを検討し実施してきました。

このようなことから、第8次計画ではこれまでの取り組みの継続性に留意しながら、地域共生社会*の実現のために、多様なニーズや複雑化する生活課題等に対して、幅広い社会資源の連携・ネットワークの強化と社協活動のさらなる充実に取り組みながら、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

千歳市地域福祉計画・千歳市社会福祉協議会地域福祉実践計画策定状況
 (昭和60年度～令和6年度)

地域福祉計画(市)	地域福祉実践計画	期 間	地域福祉実践計画基本理念
—	第1次	昭和60～平成元年度	—
—	第2次	平成3～7年度	明るく住みよい 福祉のまちづくり～在宅福祉の確立を目指して～
—	第3次	平成8～14年度	心をかよわせ共に支え合うまちづくり
第1期	第4次	平成17～21年度	広げよう「支え合いの輪」、つなげよう「心と心」
第2期	第5次	平成22～26年度	見つめよう互いの心、思いやりが根づくまち千歳
第3期	第6次	平成27～31年度	思いやりが根づくまち千歳
第4期	第7次	令和2～6年度	思いやりが根づくまち千歳

※用語解説・・・地域共生社会 P46 資料編参照

3 第7次地域福祉実践計画の総括

第7次計画がスタートした令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に始まり、以降、令和5年5月に感染法上の5類に移行するまで長期間にわたり私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。

その間、地域では市民による福祉活動やボランティア活動の多くが自粛を余儀なくされ、それに伴い地域でのサロン活動の休止や福祉サービスの利用自粛による心身の不調や人と人とのつながりの希薄化による孤独感といった生活不安の増大を招き、また、経済活動の低下により生活に困窮する世帯への相談支援など様々な生活課題に対応を求められるなど、通常とは異なる環境での取り組みを進めることになりました。

そのような中、感染対策を講じながらの事業実施やオンラインによる勉強会の開催など各種活動を進めたほか、コロナ禍の影響により休業や失業等により収入が減少した市民に対し、生活福祉資金特例貸付を実施し、生活再建の支援にあたりました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種の開始に伴い、自身での予約が困難な高齢者や障がいのある方などを対象とした予約サポートの実施、物価高騰等の影響を受けた方に対する支援として、市内で生活を始めた学生に対する「ちとせ新入学生エール便」を実施し、食料品や日用品・学用品等の購入による生活支援を行うなど、生活課題やニーズに柔軟に対応した事業展開に努めてきました。

第7次計画の最終年度となる令和6年度については、引き続き第7次計画に基づき各事業を実施しているところであり、最終的な総括は計画期間終了後、あらためて行うこととしていますが、令和5年度までの評価（令和6年3月末現在）においては、目標達成率80%に満たない事業については、次期計画において実施方法や取り組み内容などの見直しを行うこととします。

【第7次地域福祉実践計画の評価方法及び令和2年度から令和5年度までの評価状況】

評価方法は、個別事業項目ごとに評価の指標を定め、この指標はできるだけ客観的な評価を行えるよう、数値的に算出できるものを量的評価、数値化するのが困難なものを質的評価として、毎年度の進捗状況を点検・評価しました。

評価の基準は、目標達成率100%以上を「A」、目標達成率80%～100%未満を「B」、目標達成率60%～80%未満を「C」、目標達成率60%未満を「D」、未着手を「E」として評価してきました。

評価指標	内 容
A	目標達成率100%以上
B	目標達成率80%～100%未満
C	目標達成率60%～80%未満
D	目標達成率60%未満
E	未着手

令和2年度から令和5年度までの4年間の総体では、「A：目標達成率100%以上」「B：目標達成率80%～100%未満」の項目が、総項目数175項目のうち延べ119項目（68.0%）となっています。

「C：目標達成率60%～80%未満」「D：目標達成率60%未満」の項目は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、事業規模を縮小して実施するなど行動制限や感染拡大防止に配慮したなかでの実施となりました。

「E：未着手」の項目は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の実施を中止とした項目となっており、感染法上の5類に移行した令和5年度より全ての事業が再開されました。

なお、令和6年度は第7次計画の最終年度として3月末まで取り組みを継続し、終了後に評価を行うこととしています。

第7次地域福祉実践計画の年度別評価（令和2年度～令和5年度）

評 価	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	総計
A	1 5	1 5	1 4	1 3	5 7
B	1 7	1 5	1 5	1 6	6 3
C	2	3	3	5	1 3
D	4	8	1 0	1 0	3 2
E	5	3	2	0	1 0
評価対象項目数	4 3	4 4	4 4	4 4	1 7 5
評価対象項目数に占めるA、Bの割合（目標達成率80%以上）	74.4%	68.2%	65.9%	63.6%	68,0%

用語解説

＊ダブルケア

育児と介護、介護と孫の支援など、少子化・高齢化における育児と介護の同時進行の状況や、ケアの複合化・多重化の問題に焦点をあてる概念のこと。広義では家族や親族等、親密な関係における複数のケア関係と、そこにおける複合的課題をいう。

＊8050問題

ひきこもりが長期化し、80代の親と50代のひきこもる子が同居する世帯が、高齢の親の年金などの収入で生活する状況が増えている状況のこと、あるいは、ひきこもりの子が親の支えで生活を続けているうちに親も高齢となり、収入や介護などで親子とも生活が困難になるなどの社会問題をいう。

＊ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どもや若者、あるいは18歳未満の子どものこと。

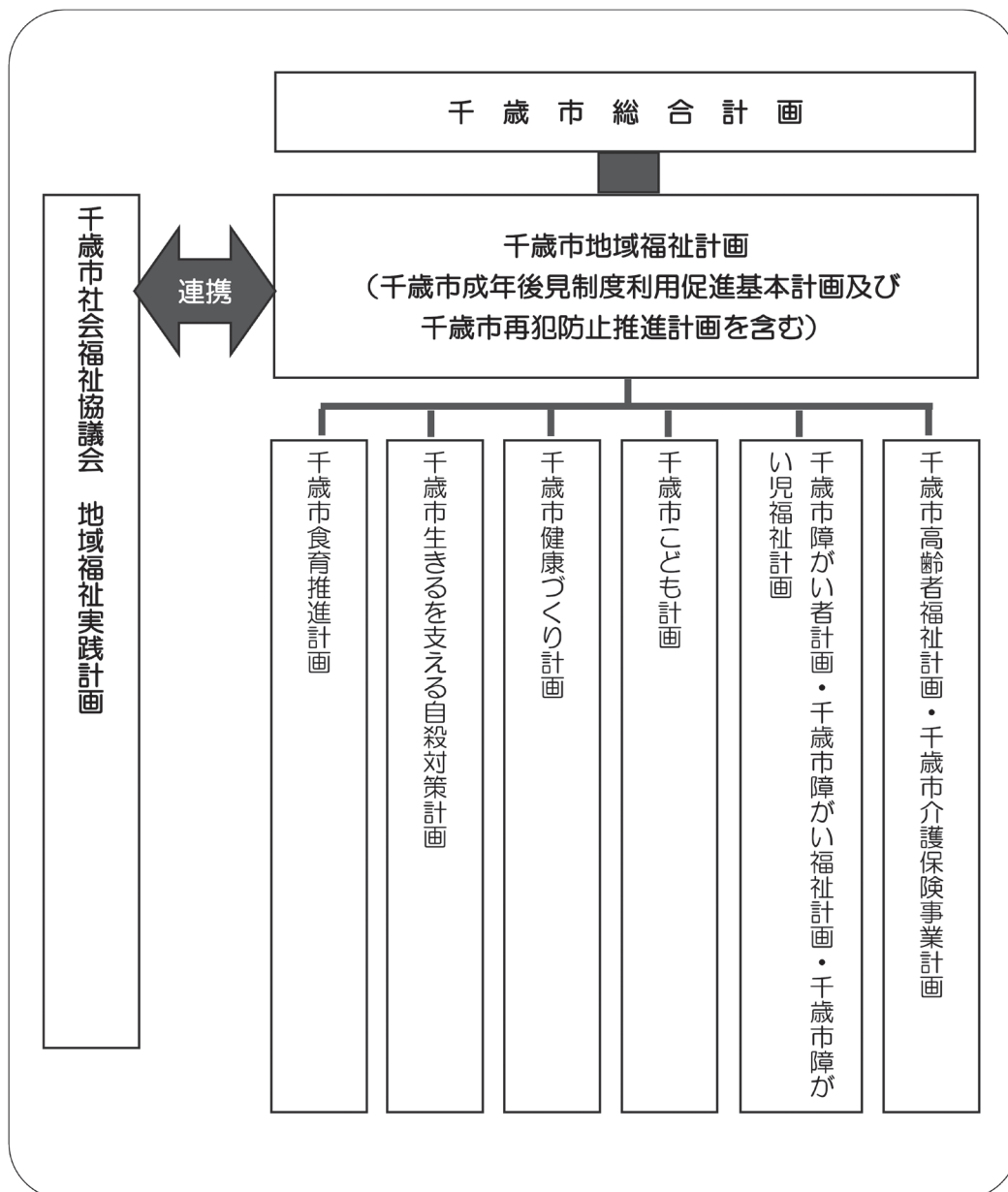
一般社団法人日本ケアラー連盟では、18歳～おおむね30歳代までのケアラーを区分して「若者ケアラー」と定義している。

4 第8次地域福祉実践計画の計画期間と進行管理

(1) 計画期間と千歳市地域福祉計画との関係

第8次地域福祉実践計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間としています。

なお、本計画は千歳市が策定する第5期地域福祉計画と相互に補完・補強し合いながら、一体となって千歳市の地域福祉を推進していくこととしています。

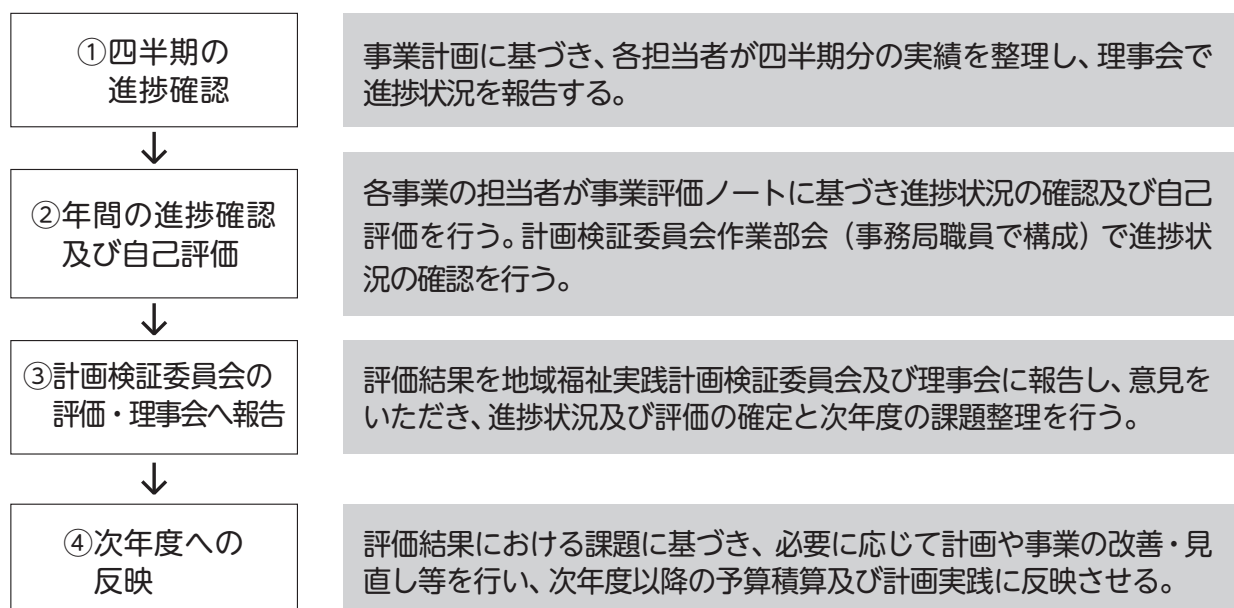
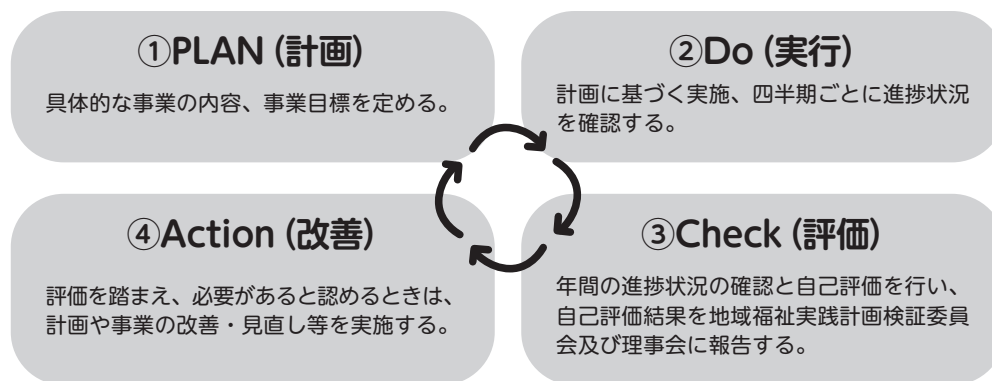


(2) 計画の進行管理

本計画の効果的な推進を図るため、事業ごとに評価指標を定め、毎年度ごとに地域福祉実践計画検証委員会に進捗状況の報告を行い、意見をいただきながら取り組みを行います。

また、各事業の成果と課題を整理したうえで評価を行い、状況にあわせて見直しを行う等、PDCAサイクルによる進行管理を進め、次年度以降の事業計画に反映させていきます。

※評価指標は職員で構成する計画検証委員会作業部会が年度ごとの事業計画に対して設定し、指標には、数値化して評価できるもの＝量的評価と数値化して評価することが困難なもの＝質的評価の両方を併用して未達成事業や活動項目を明確にします。



千歳市の地域福祉を 取り巻く状況

1 アンケート調査から 見えてきた福祉課題のニーズと現状

本計画の策定にあたり、令和6年8月から9月までを期間として、市民を対象とした「住民アンケート」と町内会や地区民生委員児童委員協議会、老人クラブ、社会福祉関係団体等を対象とした「団体アンケート」を実施しました。

住民アンケートは、日常生活の困りごとや生活支援などの社会参加の意向等を調査項目として、福祉委員、民生委員児童委員、登録ボランティア、各種事業参加者等1,100人を対象に配付し、759人の回答（回収率69.0%）があり、地域ごとの生活状況等を比較するため日常生活圏域ごとに集計しました。

また、団体アンケートでは、町内会、老人クラブ、社会福祉団体等500件を対象に配付し、250件の回答（回収率50.0%）があり、社協や地域福祉実践計画の認知度、社協広報紙「今日から、」の活用度、社協が重点的に取り組むことが必要な活動などを調査項目として実施しました。

※千歳市内日常生活圏域と高齢化率（P44資料編参照）

圏域名	町 名	高齢化率
西 区	北栄、新富、信濃、北斗、富士、北信濃、自由ヶ丘、桜木、上長都	28.3%
東 区	流通、旭ヶ丘、日の出、青葉、住吉、東郊、稲穂、幸福、柏台南、梅ヶ丘、弥生、寿、豊里、清流、青葉丘、日の出丘、柏台、駒里、祝梅、美々、中央、泉郷、幌加、協和、新川、東丘、根志越	25.4%
北 区	あずさ、北陽、長都駅前、北光、富丘、末広、花園、高台、勇舞、みどり台北、みどり台南、北信濃、上長都、都、長都、釜加	18.2%
南 区	本町、東雲町、朝日町、清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町、真々地、大和、桂木、新屋、真町、平和、蘭越、藤の沢、美笛、支笏湖温泉、幌美内、モラップ、支寒内、奥潭、水明郷、西森、紋別	22.1%
向陽台区	若草、白樺、里美、文京、柏陽、福住、泉沢	36.0%
千歳市全体		24.2%

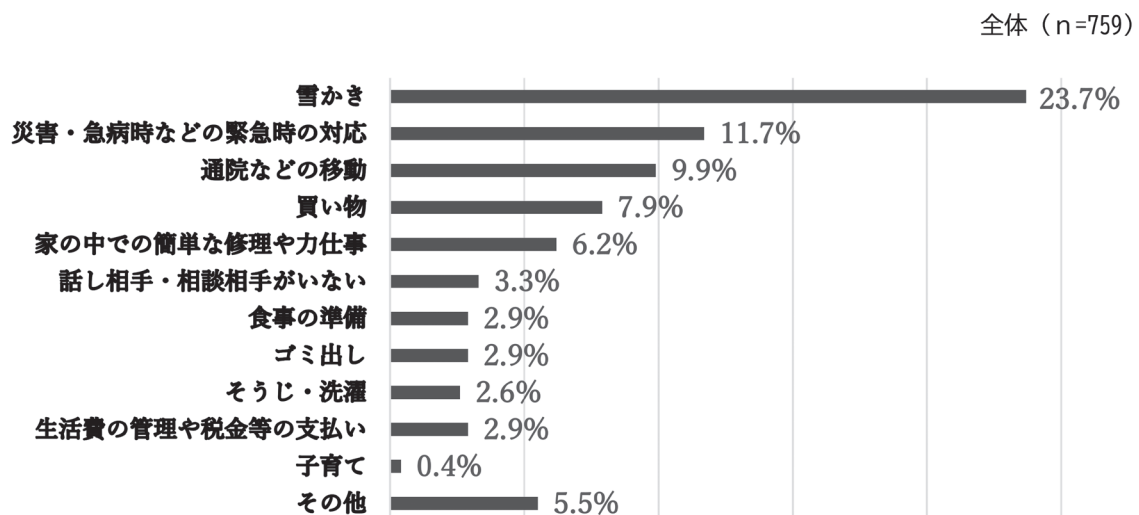
（令和7年1月1日現在の状況です ※千歳市保健福祉部高齢者支援課より）

ア 日常生活の困りごと

日常生活で最も困っていることについては、「雪かき」(23.7%)の割合が一番多く、次いで「災害・急病時などの緊急時の対応」(11.7%)などの順となっています。

年齢別では、90歳以上は「家の中での簡単な修理や力仕事」(50.0%)、「災害・急病時などの緊急時の対応」(33.3%)、80歳～90歳未満は「雪かき」(31.8%)が他の年齢に比べて高くなっています。

日常生活圏域別では、「雪かき」と「災害・急病時などの緊急時の対応」が全ての圏域で共通して高い割合となっており、それ以外の項目では、南区と向陽台区は「買い物」、西区は「通院などの移動」が他の圏域に比べて高くなっています。



(複数回答)

困りごとの解消に向けて第8次計画で取り組む主な事業

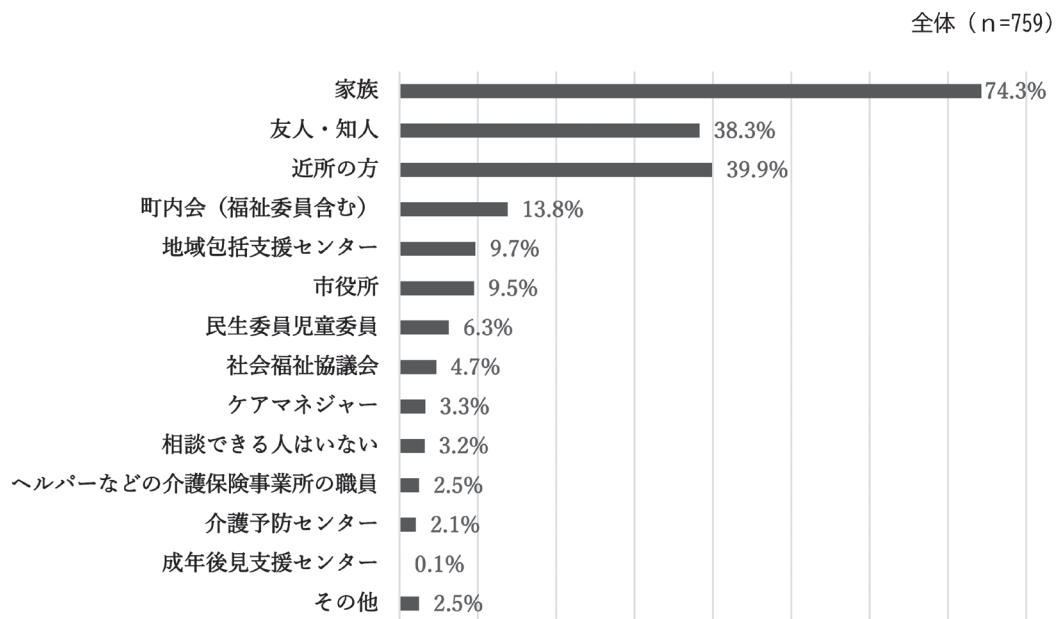
- ・除雪サービス事業
- ・救急カード事業
- ・暮らしのちょっと応援サービス事業 (ヤマセミねっと)
- ・移送介助サービス事業
- ・在宅福祉サービス事業 (ほっとす自主事業)
- ・ヘルパーステーション
- ・デイサービスセンター
- ・訪問給食サービス事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

イ 日常生活で困ったときの相談の相手

日常生活で困ったときの相談相手については、「家族」（74.3%）が最も高く、次いで「友人・知人」（38.3%）、「近所の方」（39.9%）、「町内会（福祉委員含む）」（13.8%）などの順に高くなっています。

年齢別では、30歳未満は「友人・知人」（60.9%）、60歳以上になると「町内会（福祉委員含む）」（15.8%）、75歳以上になると「地域包括支援センター」（15.1%）、「市役所」（12.4%）、80歳以上になると「民生委員児童委員」（14.1%）が他の年齢に比べて高くなっています。

日常生活圏域別では、全ての圏域で共通して「家族」「近所の方」「友人・知人」に相談する割合が高くなっています。



（複数回答）

困りごとの相談対応として第8次計画で取り組む主な事業

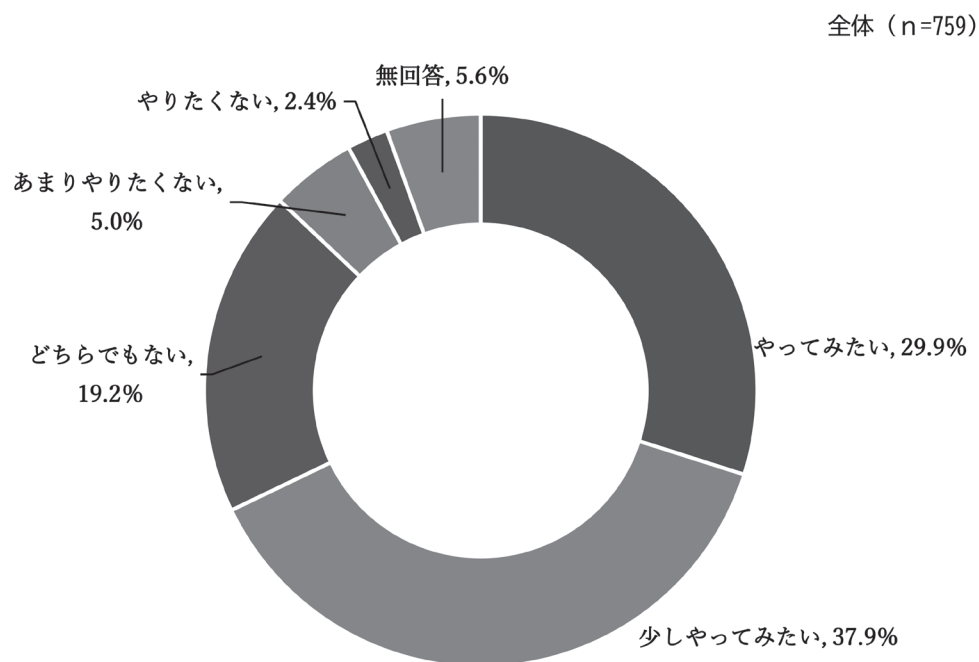
- ・心配ごと相談所（生活上の悩みごとの相談）
- ・地域包括支援センター（高齢者の総合相談）
- ・成年後見支援センター（高齢者及び障がい者の権利擁護相談）
- ・新富ほっとす支援事業所（要介護者の相談）
- ・介護予防センター（介護予防や認知症予防に関する相談）
- ・福祉委員制度の推進（身近な地域での相談相手）
- ・ヘルパーステーション（要支援・要介護者の相談）
- ・デイサービスセンター（要支援・要介護者の相談）

ウ 身の回りで困っている人がいるときの手伝い

身の回りで困っている人がいるときの手伝いについては、「少しやってみたい」(37.9%) が最も高く、「やってみたい」(29.9%)、「どちらでもない」(19.2%)、「あまりやりたくない」(5.0%) の順に高くなっています。

年齢別では、「やってみたい」「少しやってみたい」と回答した割合が最も高い年齢は50歳から60歳未満(81.0%)で、次いで30歳未満(78.3%)が比較的高くなっています。

日常生活圏域別では、「やってみたい」「少しやってみたい」と回答した割合が最も高い圏域は向陽台区(73.4%)で、「やりたくない」「あまりやりたくない」と回答した割合が最も高い圏域は西区(10.0%)となっています。



困りごとを支援する担い手づくりに向けて第8次計画で取り組む主な事業

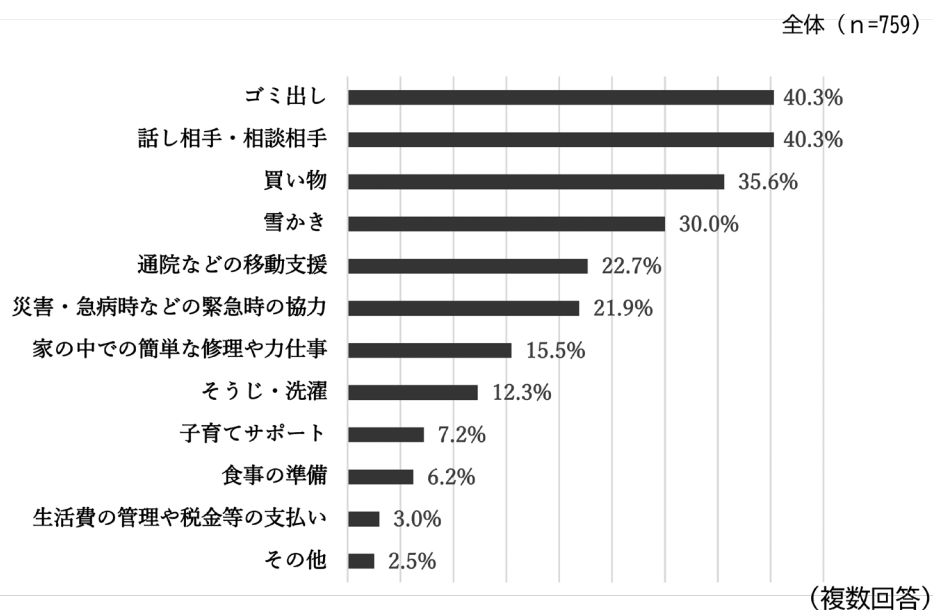
- ・ちとせ市民ふくし講座
- ・若者・働く世代向けボランティア体験学習支援事業
- ・きずなポイント事業
- ・暮らしのちょっと応援サービス事業(ヤマセミねっと)協力者養成研修
- ・児童・生徒のボランティア体験学習支援事業
- ・市民後見人養成講座

エ 手伝うことができる活動

手伝うことができる活動については、「ゴミ出し」「話し相手・相談相手」（各40.3%）が最も高く、次いで「買い物」（35.6%）、「雪かき」（30.0%）、「通院などの移動支援」（22.7%）、「災害・急病時などの緊急時の協力」（21.9%）、「家の中での簡単な修理や力仕事」（15.5%）、「そうじ・洗濯」（12.3%）などの順に高くなっています。

年齢別では、40歳～50歳未満は「雪かき」（37.9%）、50歳～60歳未満は「買い物」（50.0%）、60歳～64歳未満は「ゴミ出し」（49.1%）が他の年齢に比べて高くなっています。

日常生活圏域別では、向陽台区は「話し相手・相談相手」（48.9%）、「買い物」「ゴミ出し」（各46.8%）、西区は「雪かき」（32.1%）が他の圏域に比べて高くなっています。



困りごとの解消に向けて住民が参加できる活動として第8次計画で取り組む主な事業

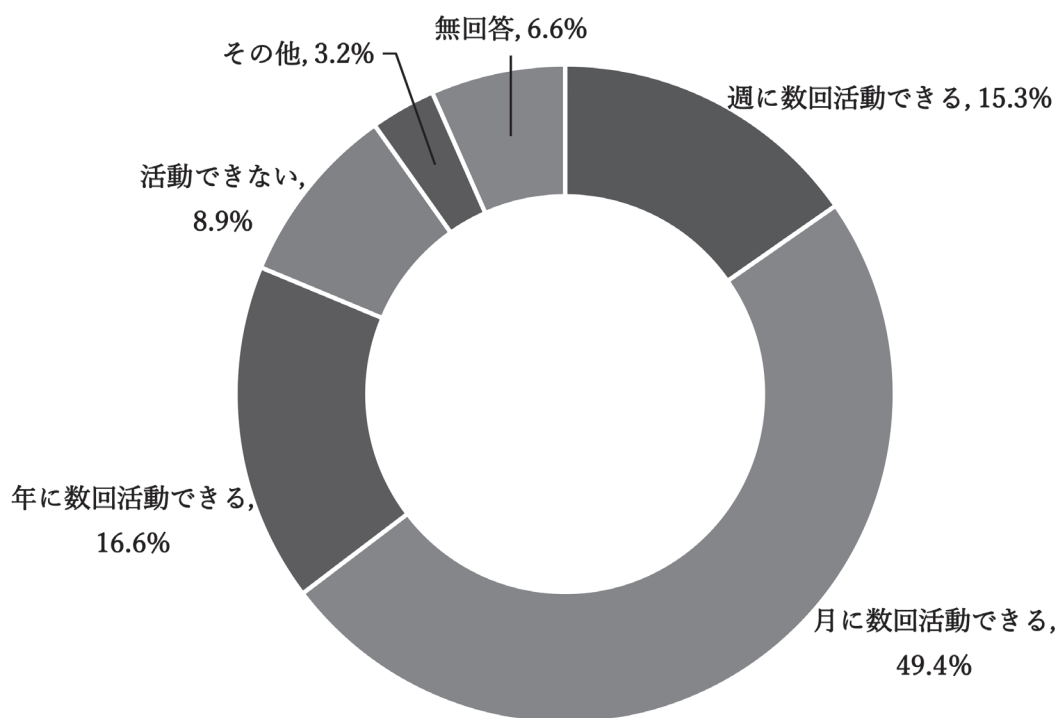
- ・暮らしのちょっと応援サービス事業（ヤマセミねっと）協力者
- ・除雪サービス事業支援者
- ・移送介助サービス事業ボランティア
- ・災害ボランティアセンター防災ボランティアリーダー
- ・ファミリー・サポート・センター提供会員
- ・日常生活自立支援事業生活支援員
- ・成年後見支援センター後見支援員、市民後見人
- ・ヘルパーステーション
- ・在宅福祉サービス事業

オ 活動できる頻度

身の回りで困っている人がいるときの手伝いをどのくらいの頻度で活動できるかについては、「月に数回活動できる」(49.4%)が最も高く、次いで「年に数回活動できる」(16.6%)、「週に数回活動できる」(15.3%)などの順に高くなっています。

年齢別では、「週に数回活動できる」は70歳～75歳未満(19.6%)、「月に数回活動できる」は40歳未満(57.7%)、「年に数回活動できる」は50歳～60歳未満(26.1%)が他の年齢に比べて高くなっています。

日常生活圏域別では、「週に数回活動できる」は東区(21.1%)、「月に数回活動できる」は向陽台区(57.4%)、「年に数回活動できる」は北区(20.3%)が他の圏域に比べて高くなっています。

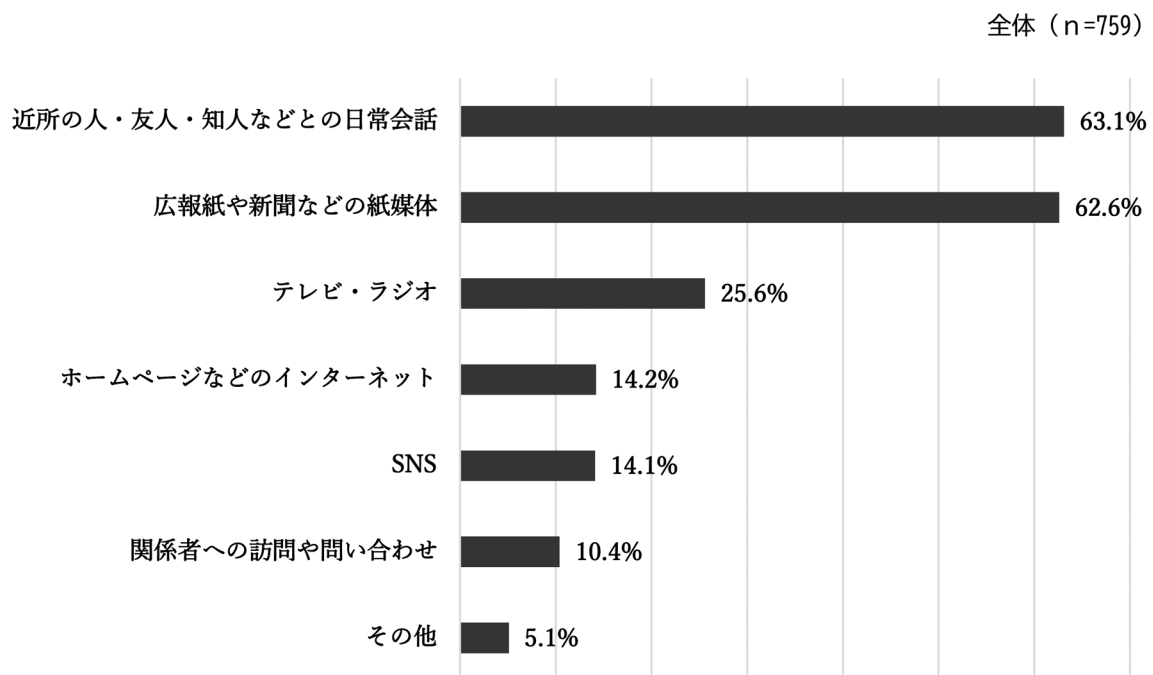


カ 地域情報の収集方法

地域の情報を何で得ることが多いかについては、「近所の人・友人・知人などとの日常会話」(63.1%)が最も高く、次いで「広報紙や新聞などの紙媒体」(62.6%)、「テレビ・ラジオ」(25.6%)、「ホームページなどのインターネット」(14.2%)、「SNS【LINE・Facebook・X(旧Twitter)・Instagram他】」(14.1%)などの順に高くなっています。

年齢別では、30歳～40歳未満は「ホームページなどのインターネット」「SNS」(各33.3%)、50歳～60歳未満は「広報紙や新聞などの紙媒体」(71.4%)、75歳～80歳未満は「近所の人・友人・知人などとの日常会話」(72.2%)が他の年齢に比べて高くなっています。

日常生活圏域別では、向陽台区は「広報紙や新聞などの紙媒体」(72.3%)、南区は「テレビ・ラジオ」(33.0%)、西区は「関係者への訪問や問い合わせ」(14.1%)が他の圏域に比べて高くなっています。



(複数回答)

地域福祉の情報発信として第8次計画で取り組む主な事業

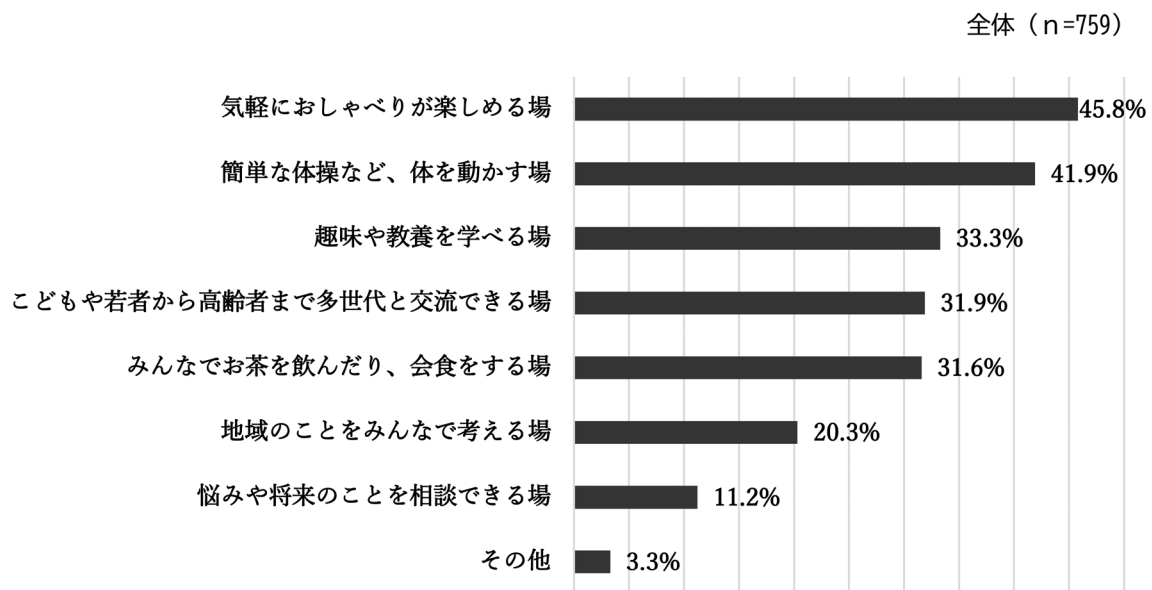
- ・会報「今日から、」発行
- ・社協ホームページ
- ・SNS各種 (Facebook、YouTube、Instagram等)
- ・市広報紙や生活情報誌等への記事掲載

キ 地域の「居場所」づくりについて

地域でどのような「集まる場」があったら良いかについては、「気軽におしゃべりが楽しめる場」(45.8%)が最も高く、次いで「簡単な体操など、体を動かす場」(41.9%)、「趣味や教養を学べる場」(33.3%)、「こどもや若者から高齢者まで多世代と交流できる場」(31.9%)、「みんなでお茶を飲んだり、会食できる場」(31.6%)、「地域のことをみんなで考える場」(20.3%)、「悩みや将来のことを相談できる場」(11.2%)などの順に高くなっています。

年齢別では、70歳～75歳未満は「気軽におしゃべりが楽しめる場」(48.8%)、「簡単な体操など、体を動かす場」(47.6%)、50歳～60歳未満は「趣味や教養を学べる場」(47.6%)、40歳～50歳未満は「こどもや若者から高齢者まで多世代と交流できる場」(37.9%)が他の年齢に比べて高くなっています。

日常生活圏域別では、全ての圏域で共通して「気軽におしゃべりが楽しめる場」「簡単な体操など、体を動かす場」の割合が高くなっています。



(複数回答)

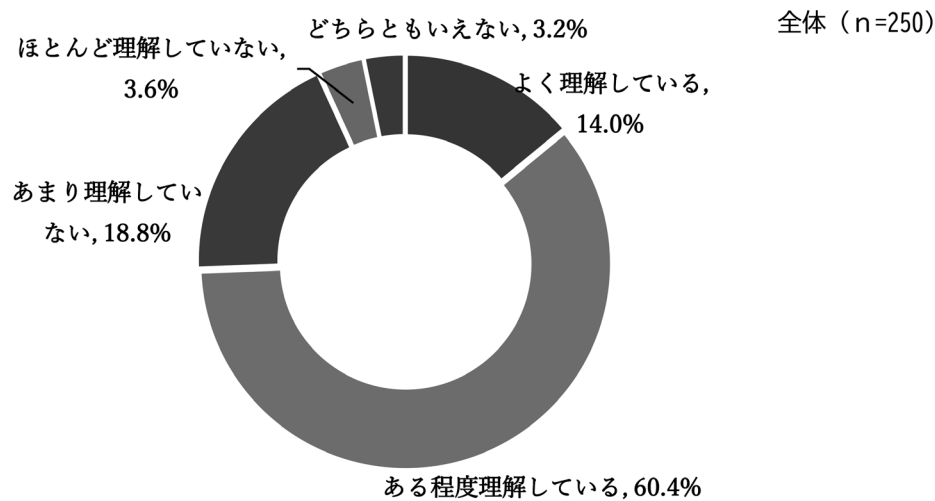
地域の居場所づくりとして第8次計画で取り組む主な事業

- ・生活支援体制整備事業(茶屋各種、サロン活動各種)
- ・介護予防センター(介護予防教室、介護予防サロン)
- ・ボランティアセンター(ランチデー、ボランティアサロン)
- ・デイサービスセンター

ク 社協の認知度

社協の認知度については、「ある程度理解している」(60.4%)が最も高く、「よく理解している」(14.0%)を合わせると74.4%となっています。

前回(令和元年度)の調査結果では、「よく理解している」「ある程度理解している」が73.3%であったのに対し、今回の調査結果は1.1%の増となっています。

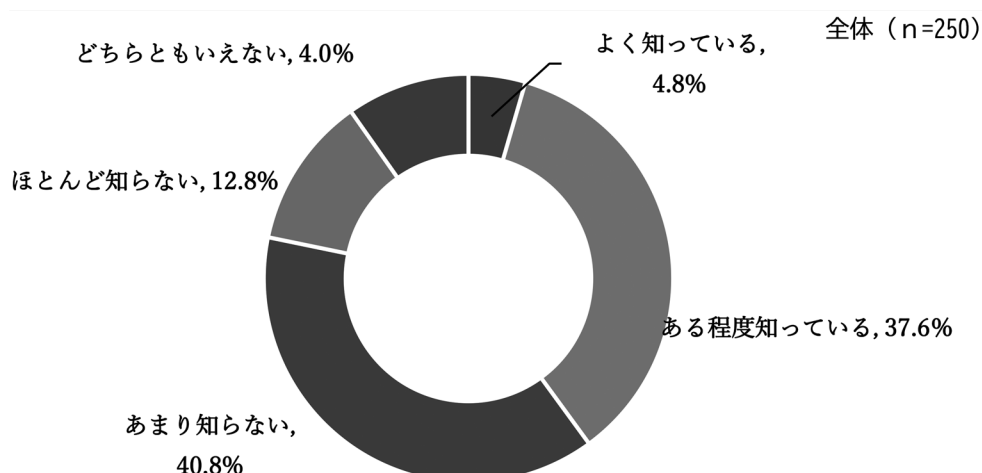


ケ 地域福祉実践計画の認知度

地域福祉実践計画の認知については、「ある程度知っている」(37.6%)が最も高く、「よく知っている」(4.8%)と合わせると42.4%になっています。

一方、「あまり知らない」(40.8%)、「ほとんど知らない」(12.8%)を合わせると53.6%となっています。

令和元年度の調査結果では、「よく知っている」「ある程度知っている」が51.1%であったのに対し、今回の調査結果は8.7%の減となっています。



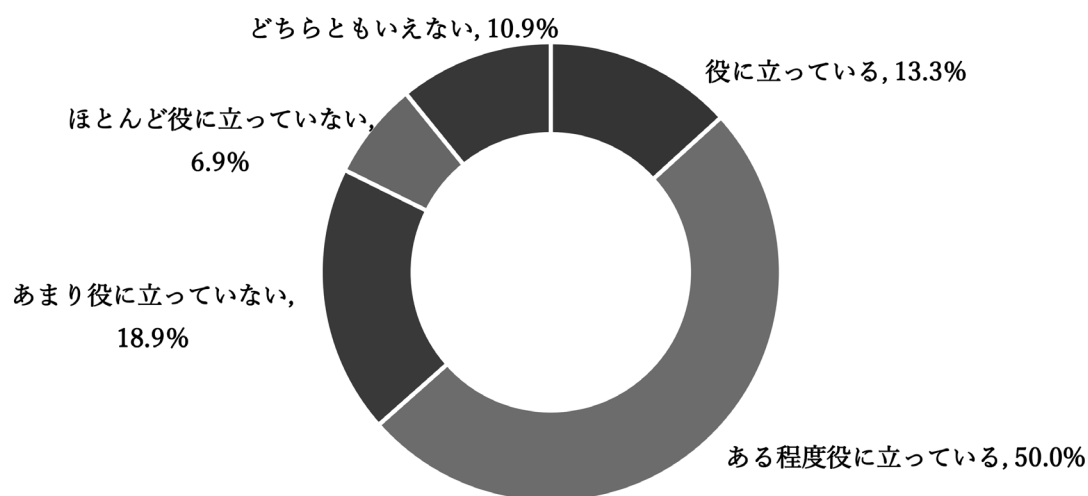
コ 社協広報紙「今日から、」の活用度

社協広報「今日から、」の活用については、団体活動や地域福祉の推進に、「ある程度役に立っている」(50.0%) が最も高く、「あまり役に立っていない」(18.9%)、「役に立っている」(13.3%)、「ほとんど役に立っていない」(6.9%) などの順になっています。「役に立っている」「ある程度役に立っている」を合わせると63.3%となっています。

令和元年度の調査結果では、「役に立っている」「ある程度役に立っている」が64.5%であったのに対し、今回の調査結果は1.2%の減となっています。

社協の認知度は上昇しているものの、地域福祉実践計画の認知度や社協広報紙の活用度は減少したことから、今後、広報紙を含めた情報発信の強化に努めていく必要があります。

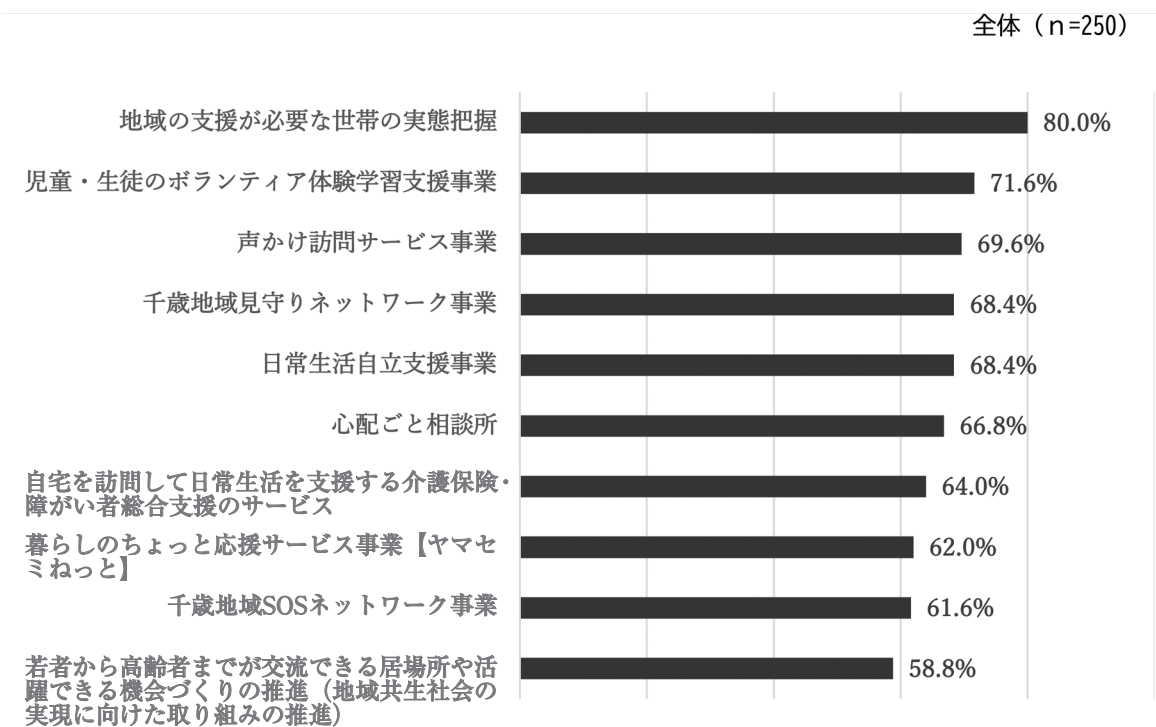
全体 (n=250)



サ 今後、社協が重点的に取り組むことが必要な活動

今後、社協が重点的に取り組むことが必要な活動については、「地域の支援が必要な世帯の実態把握」(80.0%)が最も高く、次いで「児童・生徒のボランティア体験学習支援事業」(71.6%)、「声かけ訪問サービス事業」(69.6%)、「千歳地域見守りネットワーク事業」「日常生活自立支援事業」(各68.4%)、「心配ごと相談所」(66.8%)、「自宅を訪問して日常生活を支援する介護保険・障がい者総合支援サービス」(64.0%)、「暮らしのちょっと応援サービス事業【ヤマセミねっと】」(62.8%)、「千歳地域SOSネットワーク事業」(61.6%)などの順になっています。

令和元年度の調査結果でも「地域の支援が必要な世帯の実態把握」が最も高かったことから、今後、新たにスタートする「重層的支援体制整備事業」をはじめ、各種事業を通じて支援が必要な世帯の把握に努めていく必要があります。



(上位 10 事業)

2 地域福祉懇談会から見えてきた生活課題と解決のためのアイデア

住民が日頃から感じている生活課題を把握するため、令和6年11月25日、11月28日の2日間、市内2ヶ所で地域福祉懇談会を開催しました。

懇談会には、町内会・老人クラブ役員、民生委員児童委員、福祉委員、福祉団体、個人登録ボランティア、福祉関係事業所関係者が集まり、グループに分かれて意見交換を行いました。

高齢化の影響でこれまで町内で支え合ってきた除雪支援や町内会役員等の担い手が不足していること、バスの減便等の影響で買い物や通院に支障をきたしていること、町内会の加入率低下や近所付き合いがなく隣人との関係は希薄になっていること、ゴミ出しに関する多くの意見が多く出ており、これらの生活課題の解決に向けた取り組みが求められていることが分かりました。

1 生活支援に関すること

No.	生活課題、困りごと	解決につながる取り組みやアイデア
1	ゴミ出しの困りごと	・暮らしのちょっと応援サービス（ヤマセミねっと）の積極的な活用 ・自宅前でゴミを回収してくれるサービスの検討 ・障がいのある方の就労継続支援事業所による業務として対応できないか
2	町内会除雪支援者の高齢化や担い手不足	・中高生や大学生のボランティア活動として実施 ・障がいのある方の就労継続支援事業所による業務として対応できないか ・隣近所での助け合いを推奨する ・市のパートナーシップ除雪排雪支援制度の活用を進める
3	冬期間の買い物	・買い物の代行 ・移動販売の拡大（販売日の情報収集など） ・宅配やデリバリーの利用（スマホでの利用方法の操作支援）
4	移動手段、交通手段がない	・コミュニティバスの運行 ・地域住民による乗り合いタクシーの利用 ・カーシェアリングの活用
5	落ち葉の清掃（処理）	・障がいのある方の就労継続支援事業所による業務として対応できないか
6	庭木の手入れができない	・ボランティアによる手入れのアドバイスや支援
7	ちょっとした困りごとを手助けしてほしい（重い物が持てない、手が届かない、庭の草取りなど）	・ボランティアの協力 ・暮らしのちょっと応援サービス（ヤマセミねっと）の積極的な活用（有償ボランティア）

2 コミュニティ・人間関係に関すること

No.	生活課題、困りごと	解決につながる取り組みやアイデア
1	地域の居場所づくりや移動手段の確保	・月1回の行事開催（草刈り、花壇整備、防災講話など）による集いの機会づくり ・共通の悩みを抱える人たちによるサロンの立ち上げ ・こども食堂やおとん食堂の立ち上げ ・送迎付きのサロンの実施 ・町内で乗り合いタクシーを利用して参加
2	高齢者や障がいのある方の困りごとの把握	・訪問によるコミュニケーションを通して状況把握 ・町内会役員と民生委員児童委員との関係づくりを密接にする
3	町内会加入率の低下、役員の担い手不足	・個人の問題ではなく、地域の課題としてみんなで考えてもらう機会をつくる ・町内会での懇談会の開催
4	話し相手がいない	・サロン（通いの場）などへの参加 ・体操やパークゴルフ、健康麻雀など外出の機会をつくる

3 その他（福祉・介護サービス、災害時の不安、外国人対応）

No.	生活課題、困りごと	解決につながる取り組みやアイデア
1	高齢者施設への入居手続きや相談先がわからない	・地域包括支援センターで相談できることを伝える
2	高齢により身の回りのことや財産管理ができない	・成年後見制度の利用や相談先の紹介(成年後見支援センター)
3	災害時の避難が心配	・町内会の防災訓練に参加し、避難場所等を知っておく
4	外国人のゴミ出しへの対応	・外国人向けのパンフレットを作成する ・多言語に対応できるゴミ袋の作成 ・大きな看板でルールを呼びかける

地域福祉懇談会の様子

(令和6年11月25日／11月28日開催)



第8次地域福祉実践計画の 基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、住み慣れた地域で、誰もが自分らしく健康で幸せに、生きがいをもって安心して暮らし続けるために、千歳のまちで暮らす一人ひとりがお互いに支え合い、つながり、心と心がかよいあう福祉のまちづくりを目指します。

思いやりが根づくまち千歳

2 基本理念を実現するための基本目標と 目標達成に向けた推進施策

基本目標	推進施策
1 ともに地域を支える人づくり	・地域福祉への理解促進と担い手づくり ・ボランティア・市民活動の推進とボランティアセンター機能の強化 ・若い世代に対する福祉教育、ボランティア学習の推進
2 ともに支え合い、つながる地域づくり	・地域の支え合い活動の推進 ・地域づくりの様々な担い手とのネットワークの強化 ・居場所づくり、活躍の場づくりを通じた地域の支え合いの促進 ・孤立させない、誰一人取り残さない包括的な支援体制づくり
3 安心して福祉サービスを利用できるしくみづくり	・一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供 ・介護保険サービス等の健全な運営と利用者ニーズへの適切な対応
4 安心して暮らせる地域づくり	・生活課題を包括的に解決していくための支援体制の強化 ・地域で自立した生活を送るための権利擁護体制の強化
5 地域から信頼される安定した組織づくり	・地域福祉実践計画の進行管理 ・専門性の確保と職員の資質向上を図る研修体制の強化 ・多様なツールを活用した広報活動の強化 ・安定した組織運営を推進する財源の確保 ・行政とのパートナーシップの強化

3 第8次地域福祉実践計画体系図

【基本理念】

【基本目標】

【推進施策】

思いやりが根づくまち千歳

基本目標1

ともに地域を支える人づくり

1 地域福祉への理解促進と担い手づくり

2 ボランティア活動への参加支援とボランティアセンター機能の強化

3 若い世代に対する福祉教育、ボランティア学習の推進

基本目標2

ともに支え合い、つながる地域づくり

1 地域の支え合い活動の促進

2 地域づくりの様々な担い手とのネットワークの強化

3 居場所づくり、活躍の場づくりを通じた地域の支え合いの促進

4 孤立させない、誰一人取り残さない包括的な支援体制づくり

基本目標3

安心して福祉サービスを利用できるしくみづくり

1 一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供

2 介護保険サービス等の健全な運営と利用者ニーズへの適切な対応

基本目標4

安心して暮らせる地域づくり

1 生活課題を包括的に解決していくための支援体制の強化

2 地域で自立した生活を送るための権利擁護体制の強化

基本目標5

地域から信頼される安定した組織づくり

1 地域福祉実践計画の進行管理

2 専門性の確保と職員の資質向上を図る研修体制の構築

3 多様なツールを活用した広報活動の強化

4 安定した組織運営を推進する財源の確保

5 行政とのパートナーシップの強化

【実施事業】

①ちとせ市民ふくし講座 ②ふれあい広場事業	③地域福祉懇談会開催事業
①ボランティアセンター運営事業 ②若者・働く世代向けボランティア体験学習支援事業 ③きずなポイント事業	④暮らしのちょっと応援サービス事業（ヤマセミねっ と） ⑤災害ボランティアセンター運営事業
①児童・生徒のボランティア体験学習支援事業	②「福祉の授業」担い手養成事業
①福祉委員活動推進事業 ②小地域福祉ネットワーク活動推進事業 ③救急カード事業	④地域福祉懇談会開催事業 ※再掲 ⑤福祉バス運行事業
①障がい者及び障がい児福祉活動助成金交付事業 ②千歳地域SOSネットワーク事業 ③社会福祉法人ネットワーク懇話会事業	④北海道千歳リハビリテーション大学との連携推進事 業
①生活支援体制整備事業 ②暮らしのちょっと応援サービス事業（ヤマセミねっ と） ※再掲	③きずなポイント事業 ※再掲 ④介護予防センター運営事業
①重層的支援体制整備事業	
①福祉機器貸し出し事業 ②在宅福祉サービス事業（ほっとす自主事業） ③声かけ訪問サービス事業（安否確認） ④福祉・介護ニーズの調査事業 ⑤訪問給食サービス事業 ⑥シルバーハウジング生活援助員派遣事業	⑦除雪サービス事業 ⑧点字図書室運営事業 ⑨意思疎通支援事業 ⑩移送介助サービス事業 ⑪ファミリー・サポート・センター事業
①ヘルパーステーション運営事業（介護予防訪問型・ 訪問介護事業） ②デイサービスセンター運営事業（介護予防通所型・ 通所介護事業）	③ほっとす支援事業所運営事業(居宅介護支援事業所) ④要介護認定調査業 ⑤障がい福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)事業
①心配ごと相談所事業 ②生活応急資金貸付事業 ③食料等支援事業 ④生活福祉資金貸付事業及び特例貸付債権管理業務 ⑤地域包括支援センター運営事業（包括的支援事業、 指定介護予防支援事業）	⑥緊急通報システム ⑦ニーズに柔軟に対応する事業展開 ⑧重層的支援体制整備事業 ※再掲 ⑨災害ボランティアセンター運営事業 ※再掲
①法人後見事業 ②緊急事務管理事業	③成年後見支援センター ④日常生活自立支援事業
①実践計画の実績の検証と評価	
①人材育成事業	
①広報活動推進事業	②社会福祉大会開催事業
①千歳市の各種計画との連携と情報交換	

「※再掲」については、複数の基本目標にまた
がって実施する事業を表記しています。

基本目標

1

ともに地域を支える人づくり

現状と課題

第7次計画では、地域ニーズに応じられる「お互いさま」の担い手養成として、暮らしのちょっとした困りごとを住民同士で支えるヤマセミねっと事業の協力者養成を進めたほか、市民ふくし講座やユニバーサルマナー検定*の開催を通じて誰もが暮らしやすいまちづくりを目指すための人材育成に取り組みました。

また、若者や働く世代のボランティア活動への参加のきっかけづくりとして、年間を通して福祉、文化、まちのイベントなどの活動に参加できる機会づくりを進めるとともに「福祉の授業」を支援する人材の養成に努めたことにより、若い世代のボランティア参加や活動の活性化が図られました。

課題としては、ヤマセミねっとの利用件数が増加している一方で、協力者の高齢化などにより協力登録者数が伸びないこと、また、若者・働く世代向けボランティア体験講座では、働く世代の参加割合が少ないことから、現役世代が支え合い活動に参加できる仕掛けづくりの検討が求められます。

今後は、企業等との連携による働く世代の参加促進や各種講座等を受講された方が円滑に活動につながるよう情報提供等のフォローアップ体制の強化により地域を支える人づくりを進めます。

目標達成のために取り組むこと（推進施策）

1 地域福祉への理解促進と担い手づくり

- ◆身近な地域でお互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域づくりを目指すための人材育成
- ◆ノーマライゼーション*理念（障がいの有無に関わらず誰もが平等に暮らすことのできる社会）の普及啓発
- ◆障がいの有無や年齢に関係なく、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指すための研修や交流の場の提供
- ◆町内会や地区民生委員児童委員協議会、日常生活圏域を単位に地域福祉をテーマとした懇談会等の開催

No.	実施事業名
①	ちとせ市民ふくし講座
②	ふれあい広場事業
③	地域福祉懇談会開催事業

*用語解説・・・ノーマライゼーション P28ミニコラム参照

2 ボランティア活動への参加支援とボランティアセンター機能の強化

- ◆個人ボランティアやボランティア団体への活動支援を目的とした研修会や交流会の開催、活動費の助成
- ◆市内大学や企業等との連携による若い世代や働く世代のボランティア活動への参加のきっかけづくりと参加促進
- ◆福祉施設や介護予防教室などでのボランティア活動への参加支援
- ◆生活上のちょっとした困りごとを住民同士で解決するための活動者の養成
- ◆災害時の迅速な災害ボランティアセンター立ち上げと円滑な運営に備えた設置運営訓練の継続実施
- ◆災害ボランティアセンター運営に係る研修会等の参加や被災地への派遣による職員の資質向上
- ◆災害ボランティア活動に関する協定締結団体との連携強化と新規協定の推進
- ◆災害ボランティアセンター設置・運営に係る費用負担、ボランティア受入体制等に関して、平時から市と連携強化

No.	実施事業名
①	ボランティアセンター運営事業
②	若者・働く世代向けボランティア体験学習支援事業
③	きずなポイント事業【市受託事業】
④	暮らしのちょっと応援サービス事業（ヤマセミねっと）
⑤	災害ボランティアセンター運営事業

3 若い世代に対する福祉教育、ボランティア学習の推進

- ◆児童・生徒を対象に、高齢者や障がいのある方との関わりをとおして、ボランティア体験や福祉の心を育む「福祉の授業」の実施
- ◆「福祉の授業」を担う講師やボランティアを養成する講座や研修会等の実施

No.	実施事業名
①	児童・生徒のボランティア体験学習支援事業
②	「福祉の授業」担い手養成事業

用語解説

*ユニバーサルマナー検定

「ユニバーサルマナー」とは、高齢者や障がい者、ベビーカー利用者、外国人など多様な方々に対して、ユニバーサルデザインと同様の「こころづかい」の一つで、自分とは違う誰かの視点に立ち行動すること。

「ユニバーサルマナー検定」は、その実践に必要な「マインド」と「アクション」を体系的に学び、身につけるため、民間法人が普及を進めている検定をいう。

観光分野では、その実践により高齢や障がい等の有無にかかわらず、全ての人が安心して楽しめる旅行を「ユニバーサルツーリズム」といい、その普及、定着が進められている。

ーミニコラム ①ー

「ノーマライゼーション」、「インクルージョン」、「インクルーシブ」などよく似た意味合いで使われますが、どのような違いがあるのでしょうか？

◇ノーマライゼーション【normalization】

1950年代にデンマークのバンク＝ミケルセンが提唱し、日本では、1981年の国際障害者年をきっかけに認知されるようになりました。健全者と障がい者を良い意味で区別し、「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す」という考え方で、国際社会における福祉の基本理念として定着しています。

◇インクルージョン【inclusion】

性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障がいの有無など、その持っている属性や特性によって、誰もが社会の一員として分け隔てられることなく、助け合い、地域であたりまえに生活することができる社会を目指すという考え方です。障がい等の有無にかかわらず、個々の特性を受入れることができる社会の構築を目指している点がノーマライゼーションと異なっています。

◇ソーシャル・インクルージョン【social inclusion】

「社会的包容力」「社会的包摂」などと訳されます。「インクルージョン」、「インクルーシブ(inclusive)」という言葉もほぼ同じ意味合いで用いられ、教育分野では「みんなが一緒に学ぶこと」を目指す教育理念を「インクルーシブ教育」と表現しています。

ーミニコラム ②ー

「ユニバーサルデザイン」と「バリアフリー」とはどのような違いがあるのでしょうか？

◇ユニバーサルデザイン【universal design】

障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての人々が利用可能な、利用者本人、人間本位の考え方に立った生活環境のデザインを意味します。

◇バリアフリー【barrier-free】

高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味です。段差解消等の物理的障壁の除去だけでなく、社会的、制度的、心理的、情報面など、広く、さまざまな障壁がバリアフリーの対象となります。

障がい者、高齢者等を対象に限定している点がユニバーサルデザインと異なっています。

英語圏においてはバリアフリーと同じ意味で「accessible(アクセスしやすい、利用可能な)」を用いるのが一般的なようです。

◇アクセシビリティ【accessibility】

アクセシビリティは、accessible(形容詞)の名詞で、障害者権利条約では、障がい者が他の人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できることと定義されています。

基本目標

2

ともに支え合い、つながる地域づくり

現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大の渦中、地域住民による福祉活動の自粛が長期化し、人と人とのつながりの希薄化や孤独感といった生活不安が増大するなかで、福祉委員等を対象としたオンラインによる勉強会の開催やアフターコロナに向けた活動の再開を支援するなどつながりを途切れさせることなく、新しい生活様式で進める地域づくりを意識した内容を取り入れるなど、多様な助け合い活動の創出や仕組みづくりに努めてきました。

また、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者等が気軽に集え介護予防や活躍の場の創出を目的とした新たな居場所づくりの拡大を図りました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後においては、生活上の様々な制約が緩和・撤廃され、経済活動の回復が進み、地域における住民活動が再開に向かう一方で、インフルエンザなどの感染症流行・拡大、物価高騰、人手不足など新たな課題も生じてきています。

今後は、コロナ禍を経て、活動の休止や縮小状態にある地域活動や団体活動の再開に向けた支援や市内社会福祉法人による地域公益活動の充実に向けた取り組みの研究を進めるほか、民間事業者や企業等との連携を深め、多様な主体による地域での支え合いを進めるネットワークづくりに努めていきます。

目標達成のために取り組むこと（推進施策）

1 地域の支え合い活動の促進

- ◆町内会における福祉委員活動の支援と福祉委員設置町内会の拡充
- ◆福祉委員活動の充実に向けた側面的支援（活動費の助成）
- ◆災害や急病等の緊急時に活用できる救急カードの普及をととした支え合い活動の促進
- ◆町内会や地区民生委員児童委員協議会、日常生活圏域を単位とした懇談会の開催をととした情報共有とニーズ把握

No.	実施事業名
①	福祉委員活動推進事業
②	小地域福祉ネットワーク活動推進事業
③	救急カード事業
④	地域福祉懇談会開催事業 ※再掲
⑤	福祉バス運行事業【市受託事業】

※再掲については、複数の基本目標にまたがって実施する事業を表記しています。

2 地域づくりの様々な担い手とのネットワークの強化

- ◆福祉団体との連携促進と障がい当事者団体に対する助成金の交付等による活動支援
- ◆認知症や障がいのある人が行方不明になった際に、警察や民間事業者などの支援を得て早期発見・保護を図るネットワークの促進
- ◆市内社会福祉法人と連携した地域公益活動の展開
- ◆市内の大学等教育機関との連携した地域福祉活動の展開

No.	実施事業名
①	障がい者及び障がい児福祉活動助成金交付事業
②	千歳地域SOSネットワーク事業
③	社会福祉法人ネットワーク懇話会事業
④	北海道千歳リハビリテーション大学との連携推進事業

3 居場所づくり、活躍の場づくりを通じた地域の支え合いの促進

- ◆住み慣れた地域で暮らし続けるために誰もが参加でき、仲間づくりや情報交換、地域住民の交流を生む通いの場の充実と地域の支え合いの体制づくり
- ◆自分の経験や特技を活かして活躍できる場の創出
- ◆福祉施設や介護予防教室などでのボランティア活動を通じた地域の支え合い活動の促進
- ◆介護予防サロン等の運営による住民同士の交流や生きがいづくりの推進

No.	実施事業名
①	生活支援体制整備事業【市受託事業】
②	暮らしのちょっと応援サービス事業（ヤマセミねっと） ※再掲
③	きずなポイント事業【市受託事業】 ※再掲
④	介護予防センター運営事業【市受託事業】

※再掲については、複数の基本目標にまたがって実施する事業を表記しています。

4 孤立させない、誰一人取り残さない包括的な支援体制づくり

- ◆多機関協働のもと属性を問わない相談支援体制づくりと複合化・複雑化した多様な課題（困難ケース等）に対応した重層的・包括的支援体制との連携
- ◆関係機関や地域住民などと連携しながら、アウトリーチ*等を通じた困難ケース等の把握と、多機関協働のもと継続的な支援体制づくり
- ◆困難ケース等に対して多機関協働のもと、ニーズに合わせた地域の社会資源等とのマッチングとフォローアップにより社会参加につなげる支援体制づくり

No.	実施事業名
①	重層的支援体制整備事業*【市受託事業】

*用語解説・・・アウトリーチ P32に記載

重層的支援体制整備事業 P47 資料編参照

基本目標

3

安心して福祉サービスを利用できるしくみづくり

現状と課題

福祉サービスを必要とする方に対し、利用者ニーズに合わせた適切なサービスを提供するとともに、専門的な技術を要する支援者の養成や社会資源との連携に努め多様化する支援ニーズへ対応できる体制の構築を図りました。

一方で、地域の福祉活動に関わる担い手の高齢化や介護職員の人手不足により新規利用者の受入が難しい状況が続くなど、人材の確保・育成が課題となっています。

今後は、安定したサービスの提供が行えるよう福祉機器及び人材確保を強化するとともに、質の高いサービス提供に向けて職員のさらなる資質向上に取り組みます。

また、介護保険サービス等の公的制度ではカバーできない地域の課題などに対して、社会福祉法人としての強みを生かし、法人内での連携を図ります。

目標達成のために取り組むこと（推進施策）

1 一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供

- ◆ 公的給付・貸与の対象とならない方に対する一時的な福祉機器の貸し出しによる在宅介護負担の軽減
- ◆ 高齢者が安心して健康的な在宅生活を継続できるよう、法定外の家事援助や大掃除、通院支援、旅行、調理教室などほっとす独自の在宅福祉サービス提供体制の強化
- ◆ 定期的な訪問により、一人暮らしの高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進
- ◆ 地域の実情に応じた除雪サービスの提供と町内会や民生委員、企業ボランティア等の協力によるニーズ把握と支援体制の充実
- ◆ 視覚に障がいのある方が円滑な情報取得と利用ができるようニーズに応じた点字図書及び音訳図書等の提供と図書を製作する点訳及び音訳ボランティアの養成
- ◆ 聴覚に障がいのある方とのコミュニケーションを円滑にするための意思疎通支援者（手話通訳者及び要約筆記者）の派遣と支援者の養成
- ◆ 子育てのサポートを必要とする人と子育てのサポートをしたい人による子育て世帯を支援する会員制度の強化
- ◆ 高齢者や障がいのある人の移動や食事、住まいの安心を提供する取り組みの推進

No.	実施事業名
①	福祉機器貸し出し事業
②	在宅福祉サービス事業（ほっとす自主事業）
③	声かけ訪問サービス事業（安否確認）
④	福祉・介護ニーズの調査事業
⑤	訪問給食サービス事業【市受託事業】
⑥	シルバーハウジング*生活援助員派遣事業【市受託事業】

⑦	除雪支援サービス事業【市受託事業】
⑧	点字図書室運営事業【市受託事業】
⑨	意思疎通支援事業【市受託事業】
⑩	移送介助サービス事業【市受託事業】
⑪	ファミリー・サポート・センター事業【市受託事業】

2 介護保険サービス等の健全な運営と利用者ニーズへの適切な対応

- ◆サービスを必要とする在宅の高齢者等が、居宅でヘルパー(訪問介護員)の訪問を受け、安心して生活状況やニーズに応じた身体介護や生活援助などのサービスを利用できるよう、円滑かつ安定的な訪問介護サービスの提供体制の充実
- ◆サービスを必要とする在宅の高齢者等が、デイサービスセンター通所により、安心して、食事、入浴などの支援や身体機能維持・向上等のサービスを利用できるよう、魅力ある場づくりと円滑かつ安定的な通所介護サービスの提供体制の充実と強化
- ◆在宅の高齢者等が、心身の状況やニーズに応じて、希望する介護・福祉サービスを効果的、計画的に安心して利用できるよう丁寧な相談対応とケアプランの作成及び適切な事業者調整とモニタリングの実施
- ◆千歳市及び他市町村から要介護・要支援認定訪問調査業務を受託し、市町村の依頼に基づき迅速かつ適切な実施
- ◆サービスを必要とする在宅の障がい者等が、居宅でヘルパー訪問により、障がいの程度や生活状況に応じた身体介護や生活援助などの自立支援サービスを利用できるよう、円滑かつ安定的なサービス提供体制の確保

No.	実施事業名
①	ヘルパーステーション運営事業（介護予防訪問型・訪問介護事業）
②	デイサービスセンター運営事業（介護予防通所型・通所介護事業）
③	ほっとす支援事業所運営事業（居宅介護支援事業所）
④	要介護認定調査事業
⑤	障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）事業

用語解説

※アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

※シルバーハウジング

住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅棟と生活援助員による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅のこと。

基本目標

4

安心して暮らせる地域づくり

現状と課題

コロナ禍を経て社会の在り方、住民生活が変化する中で、複雑化・複合化する生活課題に対応するため、心配ごと相談所による生活相談や成年後見制度などの権利擁護事業、高齢者からの総合相談に対応する地域包括支援センターの運営をとおして多様な生活課題の解決に向けて相談機能の充実に努めました。

また、コロナ禍や物価高騰の影響で生活資金の不足する市民に対し、市の生活困窮者自立支援事業と連携し、生活福祉資金特例貸付*を実施したほか、募金や寄付金等の民間財源を活用した食料品や日用品等の購入など生活再建の支援にあたりました。

今後は、様々な課題を抱える人々のニーズに対応するため、属性を問わない相談支援やアウトリーチを始めとする「包括的な支援体制」の構築や権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を進めます。

目標達成のために取り組むこと（推進施策）

1 生活課題を包括的に解決していくための支援体制の強化

- ◆家庭生活カウンセラークラブと連携した相談体制の強化
- ◆様々な理由で生活に困窮する世帯に対する生活資金の貸付や緊急的な食料等の支援
- ◆生活福祉資金貸付世帯に対する民生委員と連携した生活状況の把握と償還困難等の状況を抱える借受人への相談対応支援
- ◆高齢者本人や家族等からの困りごとの相談を総合的に受け付け、介護保険サービスや必要な制度やサービス利用の相談対応及び緊急時の訪問調査の実施
- ◆地域住民や関係機関等と連携、協力し、高齢者等の人権侵害、虐待などの予防と早期発見及び迅速な対応につなげるとともに、成年後見制度利用など適切な権利擁護支援の実施
- ◆多様な生活課題を抱えている高齢者が社会資源を適切に活用できるよう地域ケア会議の開催やケアマネジャー等専門職と連携した包括的・継続的支援
- ◆要支援に認定された高齢者や介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となった高齢者が、生活機能の維持・向上と自立支援のため総合的かつ効果的なサービスを利用できるよう「介護予防ケアプラン」の作成及び適切な事業者調整の実施
- ◆多機関協働のもと属性を問わない相談支援体制づくりと複合化・複雑化した多様な課題（困難ケース等）に対応した重層的・包括的支援体制の強化
- ◆関係機関や地域住民などと連携しながら、アウトリーチ等を通じた困難ケース等の把握と、多機関協働のもと継続的な支援体制の強化
- ◆日頃から災害に備える体制整備による安心して暮らせる地域づくりの推進

No.	実施事業名
①	心配ごと相談所事業
②	生活応急資金貸付事業
③	食料等支援事業
④	生活福祉資金貸付事業及び特例貸付債権管理業務【道社協受託事業】
⑤	地域包括支援センター運営業務（包括的支援事業、指定介護予防支援事業）【市受託事業】
⑥	緊急通報システム訪問調査事業【市受託事業】
⑦	ニーズに柔軟に対応する事業展開
⑧	重層的支援体制整備事業【市受託事業】 ※再掲
⑨	災害ボランティアセンター運営事業 ※再掲

※再掲については、複数の基本目標にまたがって実施する事業を表記しています。

2 地域で自立した生活を送るための権利擁護体制の強化

- ◆認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力に不安のある方の権利擁護の充実と、生活状況や判断能力に応じた切れ目のない包括的な支援を展開するため、成年後見制度の利用支援と日常生活自立支援事業とを一体的実施
- ◆成年後見制度に関する普及啓発及び相談支援と利用支援の充実強化
- ◆権利擁護を支える市民後見人、後見支援員等の人材の養成とフォローアップ
- ◆権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

No.	実施事業名
①	法人後見事業
②	緊急事務管理事業
③	成年後見支援センター【市受託事業】
④	日常生活自立支援事業【道社協受託事業】

用語解説

＊生活福祉資金特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、生活が困難な世帯に対して、市町村社協が窓口となり都道府県社協が一定期間の生活費を貸し付ける制度のこと。

基本目標
5

地域から信頼される 安定した組織づくり

現状と課題

社協活動の「見える化・見せる化」を推進するため、広報紙の全戸配布やホームページのリニューアルに加え、幅広い世代に対し本会が提供するサービス等の利用促進を図るため、SNSの活用による若者・働く世代向けの情報発信方法の充実を図りました。

社協活動の大きな財源となる共同募金運動配分金が減少傾向にある中で、社協活動の認知度アップを通して支援者の拡大を図り、募金、寄付金、会員会費等の財源確保に努めていく必要があります。

今後は、さらなる情報発信の強化に努めるほか、質の高いサービスを安定的に提供するために、業務の効率化、職員の処遇見直しによる人材確保・育成に努め、千歳市の地域福祉の一翼を担う職員の養成を図ります。

目標達成のために取り組むこと（推進施策）

1 地域福祉実践計画の進行管理

- ◆計画に基づき、定期的に各事業の進捗状況を調査・確認
- ◆地域福祉実践計画検証委員会において進捗状況を検証・評価し、各事業の効果や改善点を明らかにし、次年度以降の取り組みに反映

No.	実施事業名
①	実践計画の実績の検証と評価

2 専門性の確保と職員の資質向上を図る研修体制の構築

- ◆専門性、階層別に応じた職員研修体制の強化

No.	実施事業名
①	人材育成事業

3 多様なツールを活用した広報活動の強化

- ◆「今日から、」の発行により広く市民への情報発信
- ◆わかりやすい広報紙づくりやホームページの運用とSNSツールを活用した幅広い世代への情報発信の強化
- ◆多くの市民に地域福祉について理解を深める機会の提供
- ◆社会福祉事業の発展、福祉活動の活性化に寄与し、他の模範となる個人及び団体を表彰し、地域福祉向上に向けた市民の意識高揚と理解促進

No.	実施事業名
①	広報活動推進事業
②	社会福祉大会開催事業

4 安定した組織運営を推進する財源の確保

- ◆共同募金運動の推進、寄付金、会員会費等の自主財源の増収に向けた積極的な働きかけ
- ◆市民や企業・団体等に対し、募金等の趣旨や仕組みに関する理解促進のための情報発信
- ◆受託事業と連動した社協活動の展開による公費財源の効果的な活用

5 行政とのパートナーシップの強化

- ◆地域における多様な生活課題や福祉ニーズに対応するため、行政や関係機関等と積極的な意見交換や情報の共有などの連携強化
- ◆千歳市の地域福祉計画等と連携した地域福祉活動の展開

No.	実施事業名
①	千歳市の各種計画との連携と情報交換

資料編



社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会 地域福祉実践計画検証委員会設置要綱

平成27年5月30日 制 定
令和元年6月14日 一部改正

(設 置)

第1条 社会福祉法人千歳市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会地域福祉実践計画が基本理念等に基づき、適正かつ着実に実施できているか検証するとともに次期計画（案）の策定を行うため、千歳市社会福祉協議会地域福祉実践計画検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 現行計画の毎年度の進捗状況を調査・評価すること。
- (2) 現行計画の毎年度の方向性を定めること。
- (3) 次期計画（案）の策定に関すること。
- (4) その他、計画を推進するために必要と認められること。

(委 員)

第3条 委員会の委員は、12名以内で構成し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (2) 社会福祉に関する活動を行う者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年までとし再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となって議事を整理する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて本会地域福祉実践計画策定の作業部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、本会総務課において行う。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

地域福祉実践計画検証委員会名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所属団体（役職等）
委員長	吉田 淳一	公立千歳科学技術大学（名誉教授）
副委員長	渡邊 誠司	千歳市保健福祉部（部長）
委 員	神子 文雄	千歳市社会福祉協議会（副会長）
委 員	三崎 直彦	千歳市社会福祉協議会（常務理事）
委 員	福田 博志	千歳市民生委員児童委員連絡協議会会長（会長）
委 員	荒 洋一	千歳市町内会連合会（副会長）
委 員	佐々木昭男	千歳市老人クラブ連合会（会長）
委 員	古田 聖	千歳身体障害者福祉協会（会長）
委 員	奥貫あい子	千歳地域生活支援センター（センター長）
委 員	榊原 達也	千歳ＳＯＳネットワーク運営協議会（役員）
委 員	郡山久美子	社会福祉法人恵愛会住吉認定こども園（園長）
委 員	富永 壮	千歳市北区地域包括支援センター（センター長）

(委嘱期間) 令和５年６月１５日～令和７年度評議員会終結の時

第8次地域福祉実践計画策定経過

(1) 検証委員会の開催

	開催日	内 容
1	令和6年 7月9日(火)	・第7次地域福祉実践計画の進行管理について ・第7次地域福祉実践計画4年次目の総括について ・第7次地域福祉実践計画4年次目の評価について
2	令和6年 8月9日(金)	・研修会 テーマ「社協の地域福祉実践計画の策定について」 講師 北海道社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉課長 山崎 真裕 氏 ・第8次地域福祉実践計画策定基礎資料の収集について
3	令和6年 10月16日(水)	・第8次地域福祉実践計画策定に係るアンケート調査結果について ・第5期千歳市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果について ・第8次地域福祉実践計画策定に係る地域福祉懇談会の開催について
4	令和6年 12月12日(木)	・第8次地域福祉実践計画策定に係る地域福祉懇談会の結果について ・第5期千歳市地域福祉計画(素案)について ・第8次地域福祉実践計画(素案)について ・パブリックコメント(意見公募)の募集について
5	令和7年 2月10日(月)	・第5期千歳市地域福祉計画(案)について ・パブリックコメント(意見公募)の実施結果について ・第8次地域福祉実践計画(案)について

(2) 作業部会の開催

	開催日	内 容
1	令和6年 6月6日(木)	・第7次地域福祉実践計画の進行管理について ・第7次地域福祉実践計画4年次目の総括について ・第7次地域福祉実践計画4年次目の評価について
2	令和6年 11月18日(月)	・第8次地域福祉実践計画(素案)について ・第5期千歳市地域福祉計画(素案)について ・第8次地域福祉実践計画策定に係る地域福祉懇談会の進め方について
3	令和7年 2月3日(月)	・パブリックコメント(意見公募)の実施結果について ・第8次地域福祉実践計画(案)について

(3) 地域福祉懇談会

地域にお住いの皆さまが日頃の暮らしの中で感じる福祉の困りごとや生活課題の解決につながるアイデアを出し合い、誰もが笑顔で安心して暮らし続けることができるまちづくりについて考える機会として開催しました。

	日 時	会 場	参加者数
第1回	令和6年11月25日(月) 14:00～16:00	千歳市社会福祉協議会事務所 会議室2・3	21名
第2回	令和6年11月28日(木) 14:00～16:00	北ガス文化ホール 中会議室2	20名

(4) アンケート調査

地域に暮らす一人ひとりが、世代や分野を超えてつながり、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、皆さまが日頃感じている地域の課題や、今後必要となる取り組みなどについてお伺いし、計画策定に反映させるためのアンケート調査を下記のとおり実施しました。

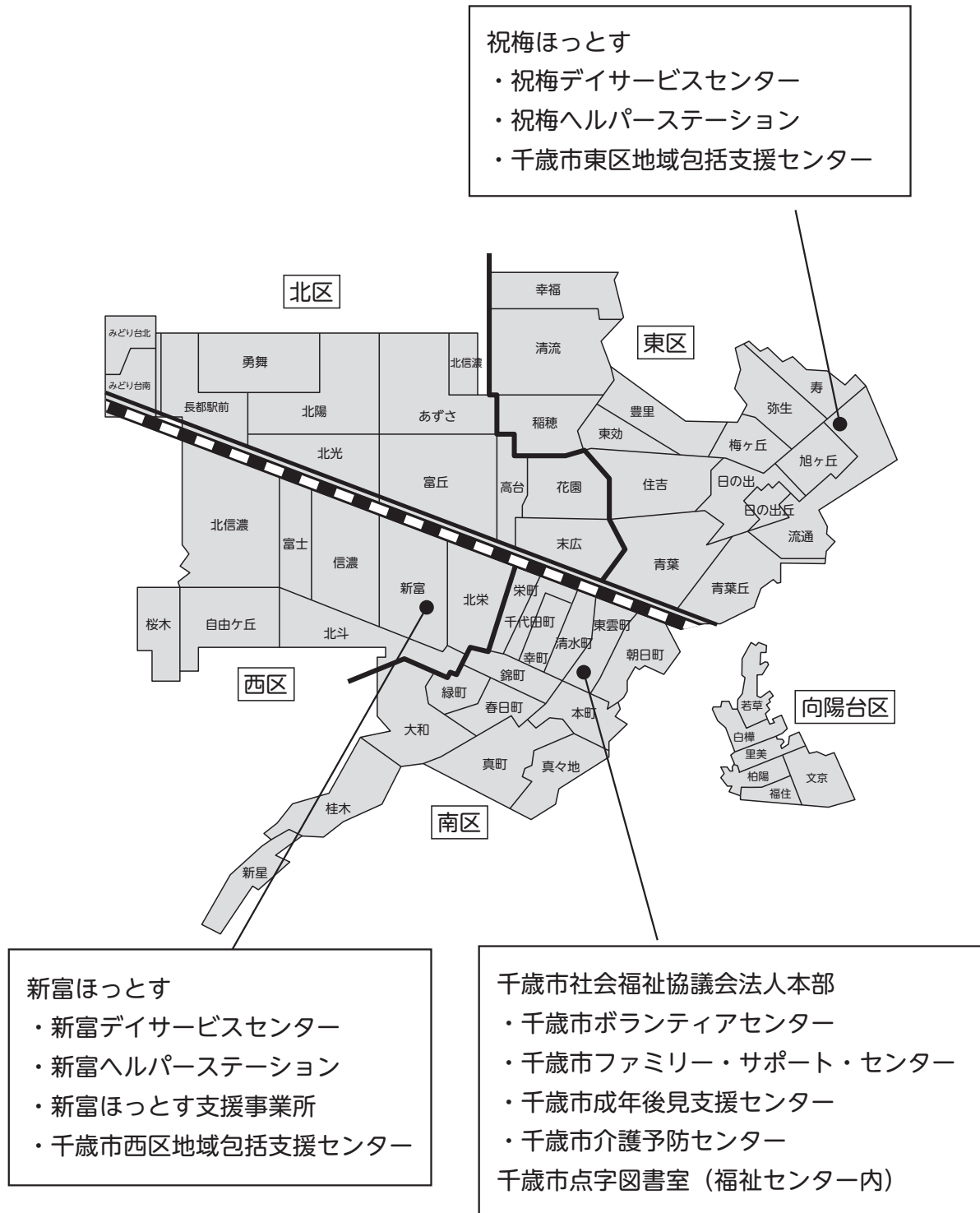
調 査 名	標 本 数	回 収 数	回収数/標本数
住民へのアンケート調査	1,100	759	69.0 %
団体へのアンケート調査	500	250	50.0 %

(5) パブリックコメントの募集について

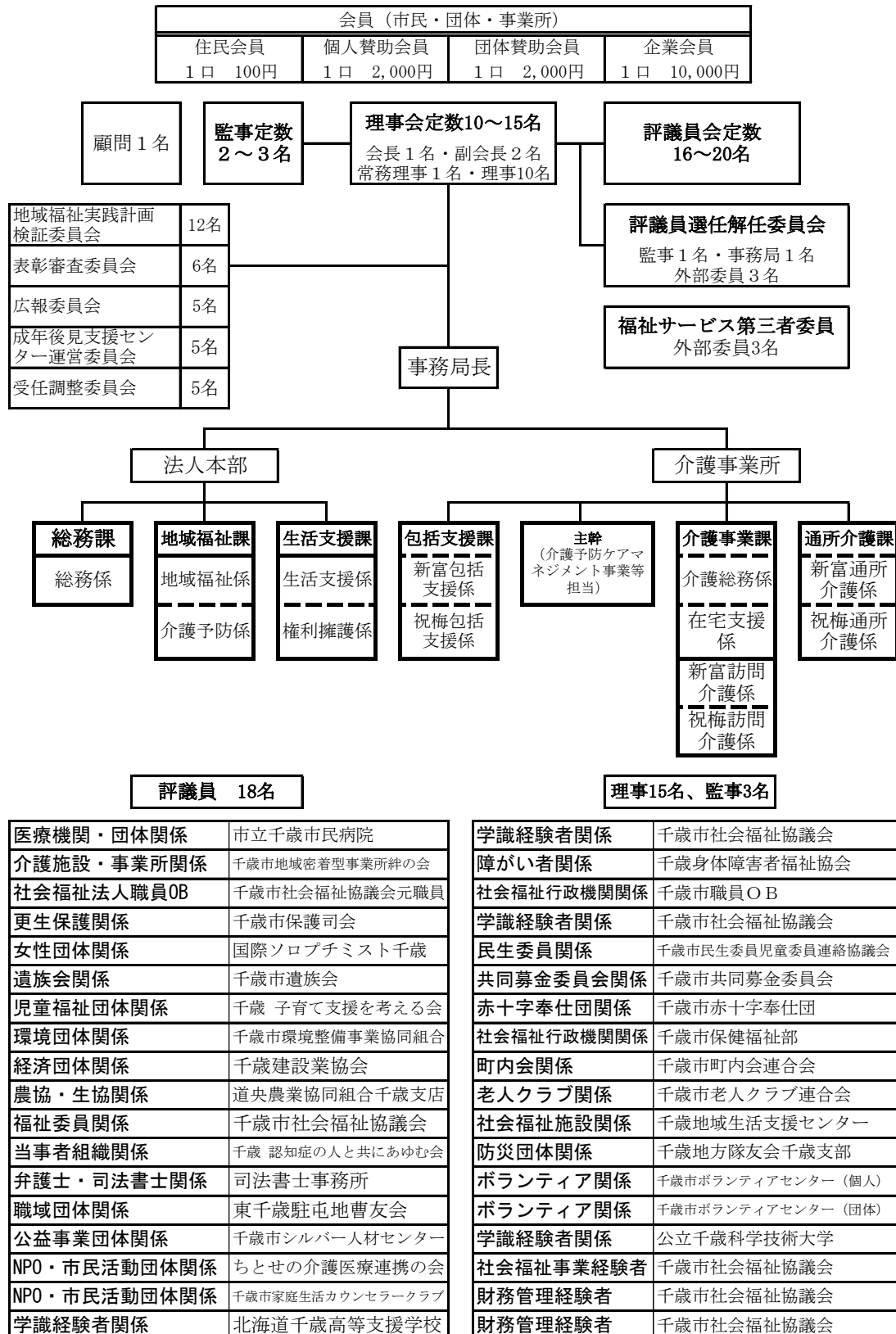
第8次地域福祉実践計画の体系イメージに対する、各基本目標達成に向けて実施する事業についてのアイデアや全体に対しての意見を募集しました。

応 募 期 間	令和6年12月23日～令和7年1月14日
募 集 方 法	①ホームページに掲載、②社協事務所に掲示、③事業等での周知
応 募 資 格	千歳市内に在住、在勤又は在学している方
提 出 方 法	「意見書様式」により、持参、郵送、ファクシミリ、メールで提出
公 募 結 果	意見なし

千歳市内の日常生活圏域図

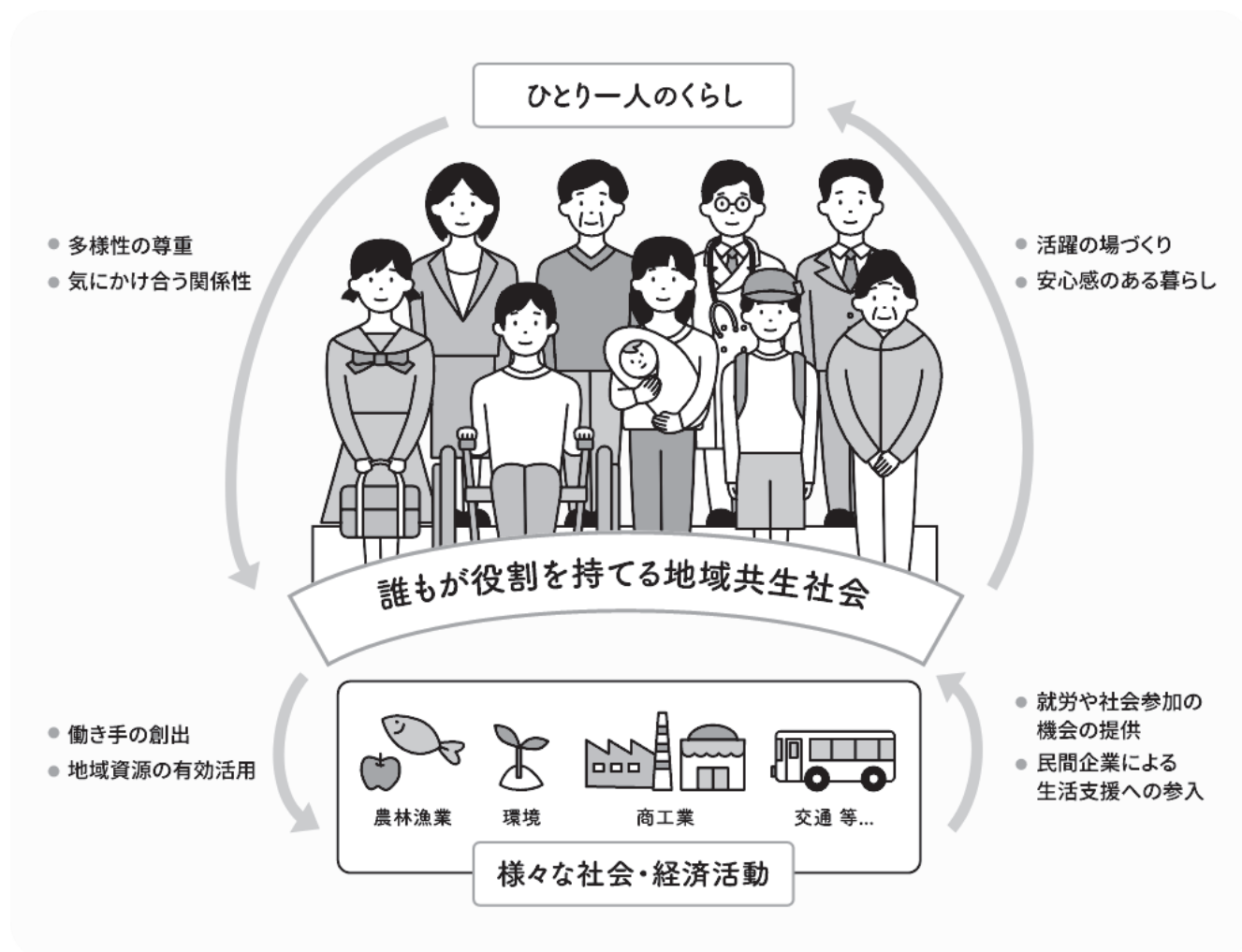


千歳市社会福祉協議会組織図



地域共生社会とは

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代と分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。



※厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

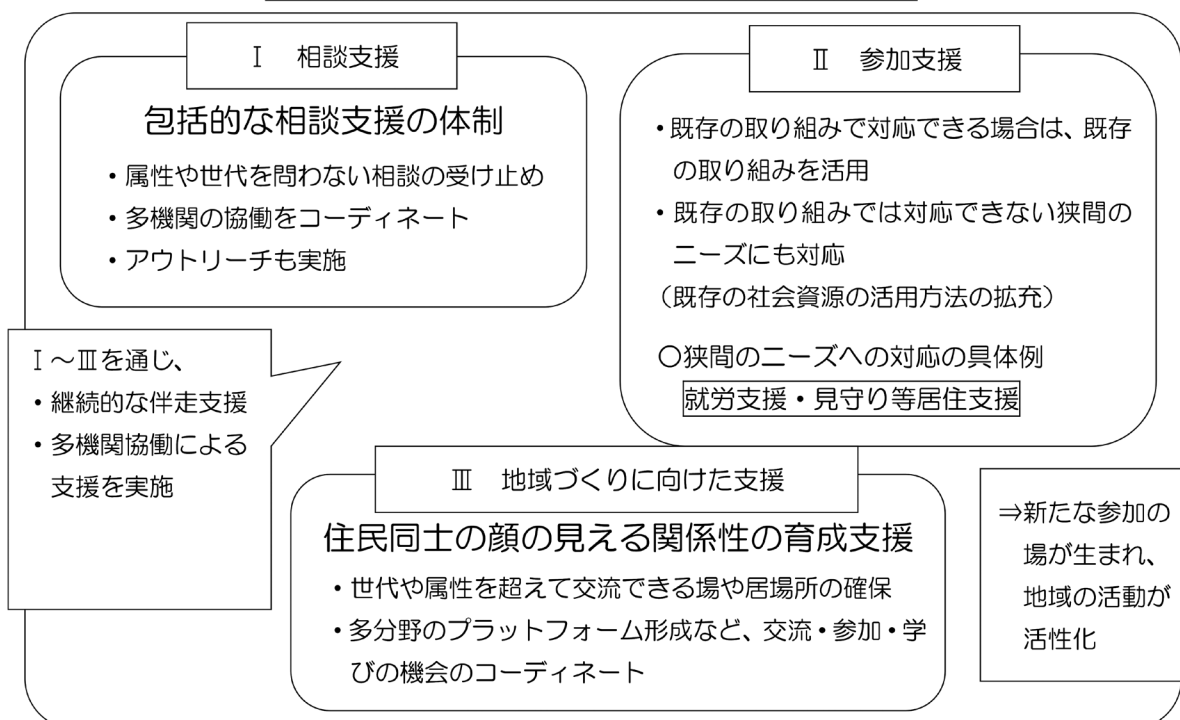
地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の 実施について（厚生労働省）

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ
（社会福祉法第106条の3） （社会福祉法第106条の4）



11

重層的支援体制整備事業の全体像



第8次地域福祉実践計画

—思いやりが根づくまち千歳— 2025～2029

発行日 令和7年4月

発行 社会福祉法人千歳市社会福祉協議会

千歳市東雲町1丁目11番地

Tel0123-27-2525

印刷 株式会社光健印刷

<https://www.chitose-shakyo.or.jp>

千歳市社協

検索

